**砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務**

**仕様書**

本仕様書は、砺波市（以下、本市という。）が行う砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援及び公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務委託のうち、「砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務(以下、「本業務」という。)」にかかる基本事項について定めるものである。

１　業務名称

砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

２　業務の目的

政府による「2050 年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速している。 また、2021 年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、法の基本理念として「2050 年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられた。このような背景のもと、本市では2050 年脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

本業務は、2050 年脱炭素社会の実現を見据え、本市の地域特性を踏まえ、地域課題解決につながるような再生可能エネルギーの導入目標及び施策の方向性を定めるとともに、目標達成の具体的なビジョンを策定し、併せて「砺波市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「実行計画」という。）を策定することで、本市、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んでいくことを目的とする。

３　業務の内容

（１）計画準備

業務着手後速やかに業務の実施に際し必用な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（２）国等の政策動向の整理

近年の SDGs 等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050 年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

（３）上位・関連計画の整理

本市の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

（４）自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本市の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。

・自然条件：地勢概要、気象、植生等

・経済的条件：事業所・就業者数の状況、農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）、 観光業、水産業、交通産業、商工業等

・社会的条件：人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）等

（５）地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

①地域の温室効果ガス排出量の把握

地域の温室効果ガス排出量の現状について調査する。環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を参考に行う。

②温室効果ガス排出量の将来推計

地域の温室効果ガス排出量の将来推計を実施すること。その際は、原則複数シナリオに基づいて推計するものとし、必ずBAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における将来推計と、後述する脱炭素シナリオに基づく将来推計の2点以上とすること。

（６）再生可能エネルギーポテンシャルの推計

地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行う。

（７）アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析

上記（４）から（６）の調査の一環として、住民（1000件）、事業者（200件）を対象に、

アンケート調査を実施する。実施にあたっては、郵送以外での方法（WEB や SNS 等）を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。調査後、集計・分析を行い、必要に応じてヒアリング調査を実施するとともに、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。アンケート調査における、受託者と自治体の分担表（案）を以下に示す。下記を基に、協議の上、分担を決定する。

アンケート調査の役割分担表（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 項目 | 市 | 受託者 |
| 住民 | 調査票の作成 |  | 〇 |
| アンケートフォーム等の作成 |  | 〇 |
| 住民の抽出 | 〇 |  |
| 調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先） | 〇 |  |
| 調査票の分析・計画への反映 |  | 〇 |
| 事業者 | 調査票の作成 |  | 〇 |
| アンケートフォーム等の作成 |  | 〇 |
| 送付先事業者の選定 | 〇 |  |
| 調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先） | 〇 |  |
| 回答の分析・計画への反映 |  | 〇 |

（８）地域特性・課題の分析

上記（２）から（４）の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

（９）2050年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

上記（２）から（８）の結果を踏まえ、2050年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像を検討する。

その際には、脱炭素の達成だけでなく、その他の地域課題の同時解決を図るものとする。

（１０）将来像の達成へ向けたシナリオの検討

脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討を行う。

（１１）地域の再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の設定

地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は、2030年と2050 年において設定する。

（１２）目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。

（１３）気候変動適応計画の包含

これまでに本市に生じている気候変動の影響事例や将来想定される影響について、国の気候変動影響評価等を基に評価を行い、本市の特性に即した適応策を検討する。これらは、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付け、計画書に反映すること。

（１４）計画の推進方法の検討

施策の評価方法、推進体制、スケジュールを検討する。

（１５）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書原案及び計画書原案の概要版を作成する。また、パブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行う。なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

（１６）業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

（１７）会議等開催支援

本市では、本業務実施に当たり、本計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、庁舎外のステークホルダーを含む体制としての会議を３回程度開催予定である。受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

（１８）打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施する。

４　成果品 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

（１）電子データ（CD-R等） １式

 ・業務報告書

 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）本編

 ・その他、関連資料

　　　　※報告書の電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な形式とPDF等閲覧用の形式の両方とする。データ形式については協議の上で決定する。）

５　その他

（１）本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。

（２）本業務は、環境省補助事業である令和５年度（補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第１号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で、上記補 助金の交付規定等を遵守し業務を実施することとする。

（３） 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、砺波市個人情報保護条例を遵守するものとし、秘密保持について万全の管理を行うものとする。

（４）著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者又は第三者の著作物が含まれている場合は、当該著作物（当該著作物を改変（コンバージョンを含む。）したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

・業務の成果物等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術及び情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託事業者に留保されるが、本市は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。